

## 第5回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年8月14日(月)
2. 開催時間 午前9時00分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 沖津由藏 2番 青木一人 3番 杉山幸進  
4番 野坂時夫 5番 長倉喜美男 6番 澤谷政夫  
7番 鳥山良子 8番 秋田孝明
5. 欠席委員氏名 9番 濱谷和恵
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件  
  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
  
議案 第2号 非農地証明願の承認について

事務局長

おはようございます。皆様お忙しい中、朝早くにお集まりくださいましてありがとうございます。定刻前となりますが、すでにお集まりですので、ただいまより令和5年8月2日に招集告示致しました「令和5年度第5回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は8名で、9番濱谷委員が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。なお、濱谷委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉

(～会長あいさつ～)

事務局長

それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

1番 沖津由蔵 委員、2番 青木一人 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

はい、それでは1ページ及び2ページをお願い致します。  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。

農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。

今回は相続4件の15筆、面積48,545㎡であります。また斡旋の希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。  
(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、まずは番号1及び3から4までを事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

それでは3ページ及び4ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は7月31日(月)に、農業委員2番 青木委員及び農地利用最適化推進委員の太田委員、並びに事務局の3名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は4件でございます。

まず番号1については、譲受者が〇〇〇を利用するため売買し、所有権移転するものであります。

番号3は、前回と同様の両者での売買となっておりますが、もともと譲受者が〇〇〇を作付けしております。前回の分筆登記に時間を要し申請に間に合わず、小屋と農地を分筆し登記が完了したため今回の申請となりました。

事務局 秋田 次に4ページをご覧ください。

番号4は、以前譲渡人より農地を管理するのが難しくなってきたため、譲りたい旨の相談があった場所です。こちらは売買にて所有権移転し、〇〇や〇〇〇を作付けすることです。申請地の図面は8ページから9ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 青木 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

他に質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。番号1及び3から4を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、番号1及び3から4は許可することに決定致します。

次に番号2についてですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、〇番 〇〇〇〇委員が該当しますので番号2の審議が終了するまで、一時退席をお願い致します。

(～〇〇〇〇委員 一時退席～)

議長 長倉 それでは、番号2について事務局より説明及び現地調査の結果について報告をお願い致します。

事務局 秋田 それではまず3ページをご覧ください。番号2については、親子間での贈与による所有権移転となります。申請地の図面は6ページをご覧ください。申請地は〇〇〇地区にあり、譲受人宅の角地に位置しております。現況はロータリーで耕起されており、家庭菜園程度の作物を作付けする計画であります。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。番号2を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、番号2は許可とすることに決定致します。

(～〇〇〇〇委員 入場～)

議長 長倉 次に議案第2号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します

事務局 秋田 それでは10ページをご覧ください。  
議案第2号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。

今回の申請は、3件の5筆でございます。番号1と3については耕作条件が悪く今後も耕作できる見込みがないため、地目変更を希望するものであります。番号2については、もともと農地ではないのですが、農振農用区域内農地に定められており除外するため、非農地証明願が提出されたものであります。申請地の図面及び現況写真については12ページから21ページでございます。番号1については、隣接する土地の塀があり写真を撮ることができませんでした。また現地調査の結果については、担当委員より報告いたします。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 青木 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。  
本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

議長 長倉            これをもちまして、令和5年度第5回農業委員会定例総会を閉会  
致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年8月14日（月）

横浜町農業委員会

議 長            長倉 喜美男            ㊟

議事録署名者            沖津 由藏            ㊟

議事録署名者            青木 一人            ㊟